

# 令和7年度 川本中学校いじめ防止基本方針

## 【めざす生徒像】

- 夢や目標をもち、その実現に向けて努力する生徒 (つよく)
- 互いに尊敬し合い、協力し合って生活する生徒 (あかるく)
- 時を守り、場を整え、礼を正す生徒【時間・そうじ・あいさつ礼儀・ありがとう感謝】 (ただしく)

## 【保護者・地域との連携】

保護者との人間関係づくり  
PTA 役員との連絡・連携  
学校・学級・保健便り  
他団体との情報交換

## 【いじめ防止等対策組織】

「いじめ防止対策委員会」(22 条)  
校長、教頭、生徒指導主事  
学年主任、学級担任、養護教諭  
SC, SSW

## 【関係機関】

教育委員会、警察署  
福祉事務所、健康福祉課  
小学校、児童相談所、校医

## 【いじめ防止対策推進法における“いじめの定義”】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 【基本理念】

- いじめは人権侵害であり、人間として決して許されない行為である。
- いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。  
このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、いじめを生まない土壌づくりに努めるとともに、学校、家庭、地域が一体となった組織的・継続的な取り組みを行っていく。

## 【未然防止のための取り組み】

- いじめを生まないための学校風土・学級風土づくり（自己有用感・規範意識・安心感）
  - 自立・自律の心を育む子どもの主体的な活動への指導・支援
    - 「学校・学級の弱点を克服しよう」生活目標の設定→呼びかけ→評価
    - 「誰もが居心地の良い学校にしよう」
    - 「笑顔があふれる行事にしよう」行事の企画運営→実施→評価
  - わかる喜び、考える楽しさを味わえる授業の実施
    - ねらい・指導・評価の一体化
    - しっかりと考えて表現する学習活動
  - 人権・同和教育、道徳教育、特別活動、キャリア教育、情報教育の充実
    - 望ましい人間関係づくり、豊かな心の育成、夢や憧れを抱く教育の推進、情報モラル

(4) 教育相談の充実

- ・ 定期的かつ特設した教育相談の実施
- ・ 全教職員が関わるができる教育相談の実施

(5) 保護者・地域との連携

- ・ いじめ防止対策推進法，学校いじめ防止基本方針の周知
- ・ 学校・学級便りでの啓発
- ・ 学校公開の実施

(6) 学校評価を中核に据えた PDCA サイクルの循環

**【職員研修】**

○職員の資質向上に向けた校内研修の充実

- ・ いじめ防止に係る校内・校外における研修の充実
- ・ 未然防止のための校内における事例検討の実施

**【早期発見のための視点】**

1. 生徒や保護者の声を真摯に受け止める

いじめられる立場の者は「いじめられる自分が悪い。」という自己否定感をもっていたり，いじめが悪化することを恐れたりして，自己の立場を言いたくとも言えない状況である。また，いじめられているという屈辱感をもっていたり，保護者等に「心配をかけたくない。」という思いがあったりするため，いじめられていることを他者に話すことをためらいがちである。このことは，授業の中でも生徒が指摘している。

したがって，生徒，保護者等の訴えは大変重大で勇気のいることという認識をもち，真摯に受け止め，誠意をもって迅速に対応しなければならない。また，必ずいじめられている子どものそばにいて寄り添い，最後まで守り抜くという姿勢を周囲の者がもつことが重要である。

2. いじめの芽を逃さない

職員自身がいじめかどうかの判断に難しさを感じることもある。「それぐらいのことはちょっとしたからかいだ」，「子どもの成長過程には起こること」，「あの子にも原因がある」など，職員が個人のとらえで判断しないことが大切である。そして気づいたことを職員全員に情報提供，相談，問題提起等をしていかなければならない。

また，それが機能するためには，日頃から職員間のコミュニケーションを積極的に図り，職員一人一人の気づきが組織としての気づきとなるようにしていく。

3. 具体的な取り組みを通して生徒一人一人の状況を的確に把握する

いじめられる側の生徒は何らかのサインを出している。とにかく自分の内側に隠そうとするが，その辛さは想像を超えるものであり，必ず何らかの変化は起こっている。職員，友人，家族等がわずかなサインに気づき，その背景に何があるかを丁寧に見ていくことが大切である。

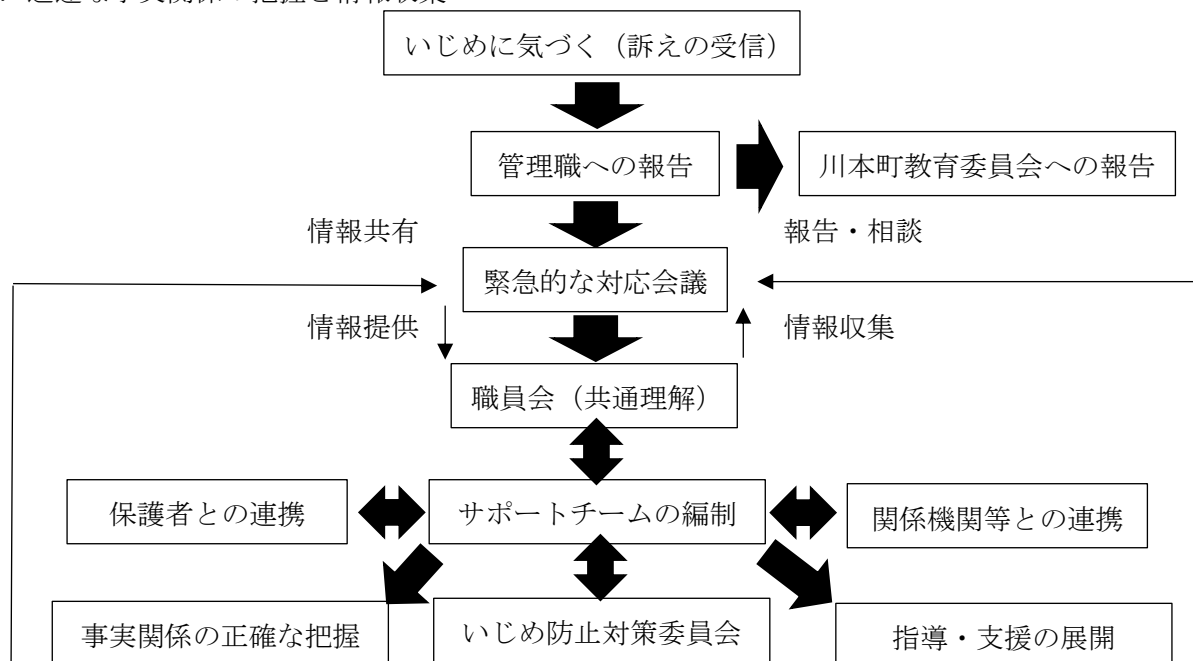
- (1) 日常生活の中で生徒としっかり関わり、関わり合いの中で生徒一人一人を観察したり、話を聴いたり、相談活動や日記指導等を通じて細かな思い等をつかんだりする。そしてそれらをしっかり受け止め、返していく。
- (2) 一人の職員が情報をつかんだ時、それが迅速に校内で共有できる校内体制をつくっていかねばならない。そのためには日頃から報告・連絡・相談を基盤とした職員集団づくりに努めるとともに、何事も話ができる職員集団をつくっていく。
- (3) 機会がないと自分のしんどさを話すことができない生徒もいる。そのための方法として年3回の教育相談に併せて生活アンケートを実施する。また、年2回のアンケート Q・U テストを活用し、生徒理解に努めるとともに、指導に活かしていく。
- (4) 毎日提出している「あゆみ」の内容から生徒の心の変容を見ていく。
- (5) 保護者や地域の方からの相談、情報提供でいじめが発覚することもある。したがって、生徒を見守る大人同士が日頃から気さくに話ができる関係をつくっていかねばならない。また、そのような関係の中で子どものとらえ方や関わり方について、意見を交わしながら一緒に考えていくことも重要である。

<年間計画> ～年間をとおして各種情報交換と対応及び未然防止の取り組み

- 4月 PTA 総会等で生徒及び保護者に方針の共通理解
- 5月 いじめ防止対策委員会～生徒指導上の情報共有
- 6月 アンケート QU、教育相談
- 11月 アンケート QU、教育相談
- 2月 教育相談、いじめ防止対策委員会

## 【いじめに対する措置】

### 1. 迅速な事実関係の把握と情報収集



(1) いじめられている生徒に対して

- ・心身の安全を保障する
- ・事実関係や気持ちを聴く
- ・今後のことを考える（願い等）

いじめられている辛さや孤独感、恐怖感等を受け止めることに、まずは全力を注ぐ。  
そしていじめの実態とその構図について、丁寧に聴き取っていくが、実態を早くつかもうとするあまり、詰問調にならないようにする。

(2) いじめている生徒に対して

- ・行為やその時の気持ちを聴く
- ・自分のやっている行為の不当性に気づかせる

いじめにいたる心理的な背景に配慮すること、「子どもは過ちを犯しながら成長していく」という発達への理解をもって関わる。

(3) 周囲の生徒に対して

- ・事実関係やその受け止め等を聴く
- ・勇気をもっていじめ問題に取り組むことの大切さを伝える。

いじめを見て見ぬふりをしたり、止めることができなかったりしたことは、いじめを助長していたかもしれないことを伝え、個人を責めるのではなく、一緒に考え安心して学べる集団をつくることへの意欲を高める。

(4) 当該の保護者に対して

状況を説明するとともに、学校が一丸となって対応していくことや緊密に連携を図ることなど、協力を依頼する。

## 2. 分析的、組織的に取り組む

いじめ問題を早急に解決しようとするあまり、当事者同士の人間関係の修復だけに意識がいきがちになる。いじめ問題の解決は、人間関係のトラブル解消の視点だけでなく、生徒の自律性と集団の浄化作用の育成であるという認識をもち、次のことに全校で取り組む。

- (1) 生徒一人一人の意識や気持ち、考え方やとらえ方から背景をつかみ、課題を明らかにする。
- (2) 生徒、保護者の願いを受け止め、踏まえて対応する。
- (3) 短期的、中・長期的取り組みを決定する。中・長期的な取り組みを未然防止につなげる。
- (4) いじめ問題がなぜ起こったのか、学校や職員に不足していたことは何なのか考えるなど、校内指導体制や生徒指導上の課題について検討し、改善を図る。

## 3. 家庭・地域・関係機関等と緊密に連携する

「誰が悪い」という犯人探しではなく、苦しんでいる生徒がいることに対して危機感を共有することが最も重要である。必要に応じて保護者会等をもち、「自分の子どもには関係ない」という他人意識では根本的な解決にならないこと、子どもだけで解決できないこともあり、大人の適切な関わりが必要なことなど、問題の概要だけでなく「子どもの親として何をすべきか」をしつかり考えてもらう場を設定する。

また、関係機関や地域の方に迅速に相談し、助言を受けながら指導・支援にあたるなど、校外の考えや意見を十分取り入れながら対応する体制を作っていく。

校内でいじめが発生すると同じ学校に加害者と被害者が存在し、対応が困難になるケースも考えられる。したがって、いじめ問題に対してはどのような対応を行うかを事前に説明しておくことが必要である。特に教育委員会、スクールカウンセラー、警察等関係機関への相談について、そのねらいと必要性を事前に説明しておく。

## 【重大事態に対する措置】

### 1. 重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ・いじめの当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・児童生徒の保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

### 2. 学校が主体となって調査する場合の校内体制

- ・聞き取りしたこと、会議の内容については、事実に基づいて詳細に記録をとっておく。